

事 務 連 絡  
平成23年9月1日

社団法人日本病院会会長 殿

厚生労働省医政局指導課

東京電力福島原子力発電所の事故により被害を受けた医療機関への補償について

標記について、別添のとおり、福島県医療主管課宛てに事務連絡を発出いたしましたので、貴職におかれましても、当該事務連絡の内容について御了知いただきますとともに、福島県内の会員各位に広く周知いただきますようお願い申し上げます。

事務連絡  
平成23年9月1日

福島県医療主管課 御中

厚生労働省医政局指導課

### 東京電力福島原子力発電所の事故により被害を受けた医療機関への補償について

今般の東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

今般、東京電力から、福島原子力発電所の事故による原子力損害に対する本補償について、今後必要となる手続きやスケジュール等が公表されました(別添参照)。これによると、東京電力から各事業者宛てに9月中を目途に請求書用紙が発送されるとともに、受付が開始され、10月上旬以降に補償金の支払いが開始されることとされています。

東京電力からの補償の実施が具体化してきたことを踏まえ、貴管内の医療機関(特に、警戒区域、緊急時避難準備区域及び警戒区域等(以下「避難区域等」という。)に所在する医療機関)に対し、下記について周知徹底をお願いいたします。

#### 記

##### 1. 東京電力からの仮払い補償について

7月29日より、医療法人等に対する東京電力からの仮払い補償が実施されており、3月12日から5月末までの収支差額相当額の2分の1(上限は250万円)の仮払いを受けることができます。

(参考URL) 申請手続き及び申請書等

<http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/karibaraihousyoku/index-j.html>

避難区域等に所在する医療機関で仮払い補償を未申請のものに対して、早急に申請を行っていただくよう、あらためて周知徹底をお願いいたします。(今後の本補償の手続きの際、仮払いを申請済みの事業者については、より円滑に手続きが進むことが考えられます。)

## 2. 早急な本補償の実施に向けた準備について

本補償については、東京電力から各事業者宛てに9月中を目途に請求書用紙が発送されるとともに、受付が開始され、10月上旬以降に補償金の支払いが開始されることとされています。

また、補償金の支払いについては、確定した損害から順次支払いが行われることとなっており、第一段としては、3月12日から8月末までの確定した損害についての支払いが行われることとなっております。(9月以降に発生した損害や8月末までの損害であっても申請後に原子力発電所事故による損害として確定したものについては、後日追加で申請することになります。)

なお、医療機関については、申請された損害項目のうち原子力発電所事故によるものとして東京電力と医療関係団体との間で合意されたものから、順次支払われることとなっております。

(参考URL) 東京電力プレスリリース (本補償について)

<http://www.tepco.co.jp/cc/press/11083005-j.html>

また、医療機関については、当省と東京電力との調整の結果、全事業者に対する申請書用紙の一斉発送に先駆けて、事前に申請書の様式が示されることとなっております。(現在、東京電力と医療関係団体との間で、医療機関向けの申請書の様式について、調整がなされているところです。)

つきましては、事前に申請書の様式が示された段階で、各医療機関において、申請書の記載準備及び必要書類の用意をしていただき、申請の受付が開始された際に早急に申請書の提出ができるよう事前準備を進めておいていただくよう、周知徹底をお願いいたします。(支払いの審査手続きは請求順に行われますので、早急に支払いを受けられるためには、できる限り早く申請書を提出する必要があります。)

## 3. 留意点

原子力発電所の事故からすでに半年近くが経過し、周辺の医療機関の経営は極めて苦しい状況に置かれています。医療機関が倒産に追い込まれ、地域の医療が空洞化してしまうことを避けるためにも、早急な補償金の支払いが不可欠です。

貴県におかれましては、医療関係団体とも緊密に連携・情報共有していただくとともに、常に各医療機関の経営状況に注視して、必要に応じて相談に応じるなど、適切な御対応をしていただきますようお願いいたします。

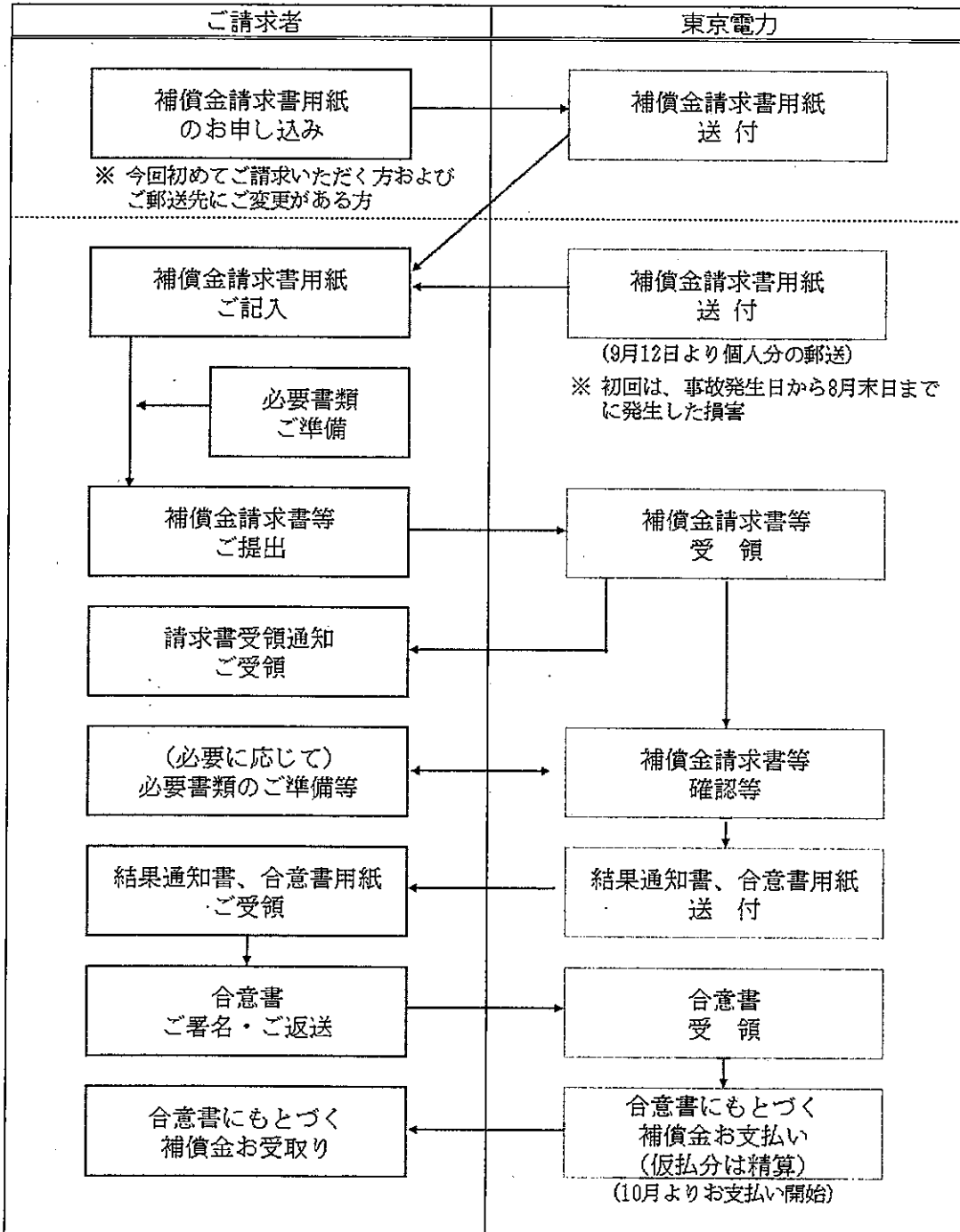
<照会先>

厚生労働省医政局指導課企画法令係 米岡、山本

TEL: 03-5253-1111 (内線4133)

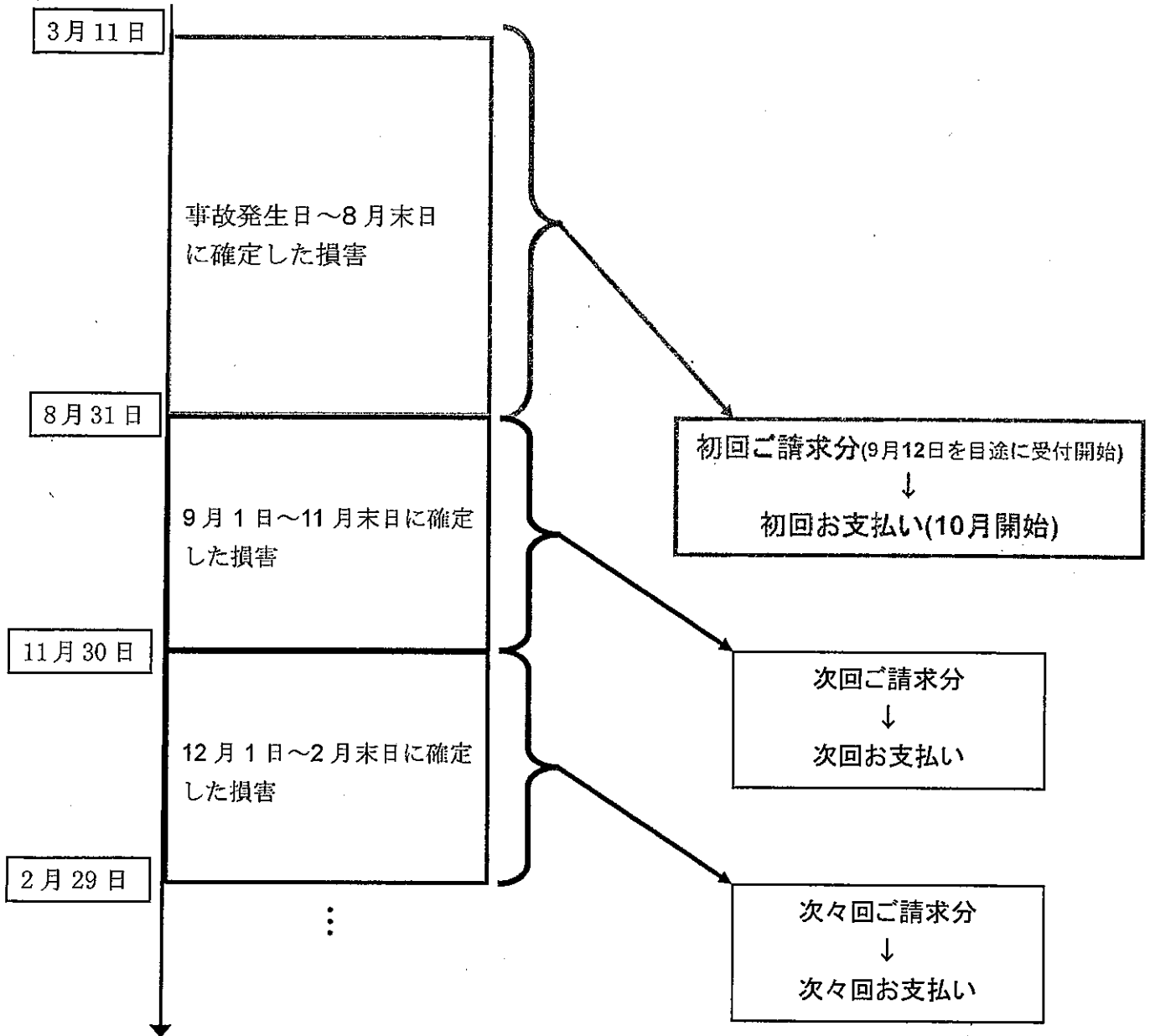
FAX: 03-3503-8562

<補償ご相談のフロー>



【参考】

<補償の対象期間>





主な被害項目における補償基準の概要

【別紙2】

被害項目	補償対象者	補償基準	必要書類
営業損害（法人・個人事業主（林業等を含む））	<input type="checkbox"/> 避難等対象区域域内において、平成29年3月11日時点で事業を営んでおり、避難等により損害を受けた法人・個人事業主（林業等を含む） <input type="checkbox"/> 避難等対象区域域内において、平成29年3月11日時点で事業を営んでおり、避難等により損害を受けた法人・個人事業主	○避難指示等に伴う減収分 + 追加的費用 （過去の資料に基づき組別 - 支払いを免れた固定費、変動費（※1））× 本年度の減収率（※2） + 追加的費用 ※1 過年度における実績で算定します。 ※2 避難指示等に伴う減収に限りません。	(1) 身分を証する資料 法人登記簿（あるいは住民票） 事業を営んでいたことを証する資料 納税証明書 (2) 従前の収入金額を証する資料 損益計算書 確定申告書
営業損害（漁業）	<input type="checkbox"/> 避難等対象区域域内において、平成29年3月11日時点で事業を営んでおり、避難等により損害を受けた法人・個人事業主	○避難指示等に伴う減収分 + 追加的費用 発生できなかった面積 × 面積当たりの期待所得 + 助成金相当額 + 追加的費用 ○避難指示等に伴う減収分 + 追加的費用 組別算出数 × 一頭あたりの期待所得 + 追加的費用	(1) 漁業所得を証する資料 確定申告書 (2) 漁業者であることを証する資料 農地基本台帳 (3) 家畜を飼育していることを証する資料 個体識別番号
営業損害（漁業）	<input type="checkbox"/> 避難等対象区域域内において、平成29年3月11日時点で事業を営んでおり、避難等により損害を受けた法人・個人事業主	○避難指示等に伴う減収分 + 追加的費用 過去の平均漁獲量 - 過去の平均経費 + 現実に支出した費用 + 追加的費用	(1) 漁業者であることを証する資料 漁業従事者証明書 (2) 従前の収入金額を証する資料 納税証明書 確定申告書
政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の指定に係る損害について			
営業損害	<input type="checkbox"/> 漁業、内航運送業、旅客船事業、積送運送事業を営んでおり、航行危険区域等及び飛行禁止区域の指定に伴い損害を受けた法人・個人事業主 <input type="checkbox"/> 航行危険区域等及び飛行禁止区域の指定に相い乗取等が生じた事業者の雇用者で、当該区域域内の航行等が不能となったことにより当該事業者の経営状態が悪化したため就労不能等となった方	○当該区域域内の漁業又は航行を断念したことによる減収分 + 追加的費用 （過去の資料に基づき組別 - 支払いを免れた固定費、変動費（※1））× 本年年度の減収率（※2） + 追加的費用 ※1 過年度における実績で算定します。 ※2 航行危険区域等及び飛行禁止区域の指定に伴う減収に限りません。	(1) 身分を証する資料 法人登記簿（あるいは住民票） (2) 従前の収入金額を証する資料 損益計算書 確定申告書
就労不能等に伴う損害	<input type="checkbox"/> 航行危険区域等及び飛行禁止区域の指定に相い乗取等が生じた事業者の雇用者で、当該区域域内の航行等が不能となったことにより当該事業者の経営状態が悪化したため就労不能等となった方	一 航行危険区域等及び飛行禁止区域の指定に伴う営業損害についての減収を踏まえううえで、改めてご案内させていただきます。 ※2 航行危険区域等及び飛行禁止区域の指定に伴う減収に限りません。	(1) 就労の事実、就労形態を証する資料 就労状況証明書、保険証 (2) 従前の収入金額を証する資料 源泉徴収票 給与明細 預金通帳
政府等による農林水産物の出荷制限指示等に係る損害について			
営業損害（農林業）	<input type="checkbox"/> 出荷制限指示等の対象地域において、対象品目の出荷等の断念を余儀なくされたことにより、損害を受けた農業者・林業者である法人・個人事業主	○出荷制限指示等に伴う減収分 + 追加的費用 実際の収穫した対象品目にかかる損害額 = 実取引量 × 収穫単価 ※2 圃場放棄による損害額 = 予定取引量 × 圃場放棄率 - 出荷費用 ※3 作付断念による損害額 = 予定生産量 × 期待所得率 ※4 なお、牛肉からセンチュウが検出されたことに起因する出荷制限指示による損害については、現在、取扱いを検討しております。	(1) 農業者であることを証する資料 農地基本台帳 (2) 価格、取引量を証する資料 仕切伝票、出荷伝票 (3) 所得額を証する資料 確定申告書 (4) 実収を証する資料 原簿伝票
営業損害（漁業）	<input type="checkbox"/> 漁業自願重積等に基づき漁業を自願したことにより、損害を受けた漁業者である法人・個人事業主	○漁業自願重積等に伴う減収分 + 追加的費用 過去の平均漁獲量 - 過去の平均経費 + 現実に支出した費用 + 追加的費用	(1) 漁業者であることを証する資料 漁業従事者証明書 (2) 従前の収入金額を証する資料 納税証明書 確定申告書 (3) 実収を証する資料 原簿伝票
営業損害（加工・流通業）	<input type="checkbox"/> 出荷制限指示等の対象品目を既に仕入れ又は加工したことにより、当該指示等に伴い、当該品目又はその加工品の販売の断念を余儀なくされたことにより、損害を受けた加工・流通業の法人・個人事業主	○出荷制限指示等に伴う減収分 + 追加的費用 出荷制限指示等に準じた販売を断念した数量 × 予定取引量 × 出荷費用 + 追加的費用	(1) 身分を証する資料 法人登記簿（あるいは住民票） (2) 価格、取引量を証する資料 仕切伝票、出荷伝票 (3) 在庫量等を証する資料 帳簿 (4) 従前の収入金額を証する資料 損益計算書
就労不能等に伴う損害	<input type="checkbox"/> 出荷制限指示等の対象となった事業者の雇用者で、当該出荷制限指示等により当該事業者の経営状態が悪化したため、就労不能等となった方	一 出荷制限指示等に伴う営業損害についての減収を踏まえううえで、改めてご案内させていただきます。	(1) 就労の事実、就労形態を証する資料 就労状況証明書、保険証 (2) 従前の収入金額を証する資料 源泉徴収票 給与明細 預金通帳
検査費用（物）	<input type="checkbox"/> 出荷制限指示等に基づき検査を行った法人・個人事業主	○出荷制限指示等に基づく検査費用 実費を基礎とし、併せて検査の必要性を認めた上で算定させていただきます。	(1) 検査事実を証する資料 領収書

損害項目	補償対象者	補償基準	必要書類例
その他の政府指示等に係る損害について			
営業損害	<p>□ 政府が当社事故に関し行う指示等に関し、当該指示等に係る行為の制限を余儀なくされる等により損害を被った法人・個人事業主</p> <p>□ 政府が当社事故に関し行う指示等の対象となった事業者の雇用者で、当該指示等により当該事業者の経営状況が悪化したため、就労不能等となった方</p>	<p>○ 当該指示等に伴う取分 + 追加的費用                      (過去の資料に基づき租税・支払を免れた固定費、変動費(※1) × 本年度の減収率(※2) + 追加的費用)                      ※1 過年度における実績で算定します。                      ※2 政府が当社事故に関し行う指示等に伴う取分に限り、政府が当社事故に関し行う指示等に伴う営業損害について、改めてご案内させていただきます。</p>	<p>(1) 身分を証する資料                      法人登記簿(あるいは住民票)                      (2) 従前の収入金額を証する資料                      損益計算書                      確定申告書                      等</p>
就労不能等に伴う損害		<p>○ 当該指示等に基づき休業を行った法人・個人事業主</p>	<p>(1) 就労の事実、就労形態を証する資料                      就労状況証明書、保険証                      (2) 従前の収入金額を証する資料                      源泉徴収票                      給与明細                      預金通帳                      等</p>
検査費用(物)		<p>○ 当該指示等に基づき検査を行った法人・個人事業主</p>	<p>(1) 検査事実を証する資料                      領収書                      等</p>
いわゆる風評被害について			
農林漁業の風評被害	<p>□ 中間指針記載の対象区域の対象品目に係る風評被害者で、当社事故に伴う買い控えや取引停止等による損害を被った法人・個人事業主</p> <p>□ 主たる業務所又は工場が福島県に所在する農林水産物の加工業者又は食品製造業者で、当社事故に伴う買い控えや取引停止等による損害を被った法人・個人事業主</p> <p>□ 主たる原料が中間指針記載の対象地域における対象品目となっている農林水産物等、及び放射線防護措置が既に講じられている水産原料として使用する食品を取扱う加工業者又は食品製造業者で、当社事故に伴う買い控えや取引停止等による損害を被った法人・個人事業主</p>	<p>○ 当社事故による買い控え等に伴う取分 + 追加的費用                      (過去の資料に基づき売上高 × 買い控え率によって生じた対象品目の市場価格の下落率(※1) + 追加的費用)                      ※1 買い控え等によって生じた対象品目の市場価格の下落率については、市場でのデータをもとに、「被害対象品の平均価格下落率 - 被害対象品を除く他の地域全体の平均価格下落率」にて算定しますが、具体的な値については、現在検討中です。                      ※2 なお、牛肉からセロウムが検出されたこと起因し出荷制限指示が出されたことによる風評被害については、現在、取扱いを検討しております。</p>	<p>(1) 農林漁業者であることを証する資料                      各種事業許可証明書                      (2) 過去の収入金額を証する資料                      損益計算書                      確定申告書                      等</p>
農林水産物の加工業・食品製造業・漁業の風評被害	<p>□ 主たる業務所又は工場が福島県に所在する農林水産物の加工業者又は食品製造業者で、当社事故に伴う買い控えや取引停止等による損害を被った法人・個人事業主</p> <p>□ 中間指針記載の対象品目を直接的に取り扱っていた流通業者で、当社事故に関し、既に仕入れた対象品目に関する買い控えや取引停止等による損害を被った法人・個人事業主</p>	<p>○ 当社事故による買い控え等に伴う取分 + 追加的費用                      (過去の資料に基づき租税・支払を免れた固定費、変動費(※1) × (売上高の減少率) × (売上高の減少率) + 追加的費用)                      ※1 過年度における実績で算定します。                      ※2 当社事故以外の影響による売上高の減少率については現在検討を行っております。</p>	<p>(1) 身分を証する資料                      法人登記簿(あるいは住民票)                      (2) 従前の収入金額を証する資料                      確定申告書                      決算書                      納税証明書                      (3) 買い控え等があったことを証する資料                      帳簿                      等</p>
観光業の風評被害	<p>□ 福島県、栃木県、茨城県、群馬県に営業の拠点があり、かつ主として観光客を対象として営業を行っており、当社事故に伴う解約・予約控え等による損害を被った法人・個人事業主</p> <p>□ 外国人観光客の当社事故に伴う解約による損害を被った観光客を含む法人・個人事業主</p>	<p>○ 当社事故による解約・予約控え等に伴う取分 + 追加的費用                      (過去の資料に基づき租税・支払を免れた固定費、変動費(※1) × (売上高の減少率) × (売上高の減少率) + 追加的費用)                      ※1 過年度における実績で算定します。                      ※2 当社事故以外の影響による売上高の減少率については、現在検討を行っております。                      ※3 解約率の具体的な算定方法については、解約の実態を踏まえ、現在検討を行っております。</p>	<p>(1) 身分を証する資料                      法人登記簿(あるいは住民票)                      (2) 従前の収入金額を証する資料                      確定申告書                      決算書                      納税証明書                      (3) 解約率及び売上高の減少を証する資料                      帳簿                      等</p>
製造業、サービス業等の風評被害	<p>□ 福島県に所在する拠点で製造業、サービス業を行っており、当該拠点において当社事故に伴う買い控えや取引停止等による損害を被った法人・個人事業主</p>	<p>○ 当社事故による買い控え等に伴う取分 + 追加的費用                      (過去の資料に基づき租税・支払を免れた固定費、変動費(※1) × (売上高の減少率) × (売上高の減少率) + 追加的費用)                      ※1 過年度における実績で算定します。                      ※2 当社事故以外の影響による売上高の減少率については現在検討を行っております。</p>	<p>(1) 身分を証する資料                      法人登記簿(あるいは住民票)                      (2) 従前の収入金額を証する資料                      確定申告書                      決算書                      納税証明書                      (3) 買い控え等があったことを証する資料                      帳簿                      等</p>



主な損害項目における補償基準の概要

【別紙2】

損害項目	補償対象者	補償基準	必要書類
<p>輸出に係る風評被害</p>	<p>□輸出先国の事業者により必要かつ合理的な範囲の検査費用等を負担した輸出品を営む法人・個人事業者                  □輸出先国の輸入拒否がされた時点で、既に当該輸出品の国向けに輸出され、又は生産・製造されたものに関して、廃棄、販売もしくは生産・製造の断念を余儀なくされたため損害を被った輸出品を営む法人・個人事業者</p>	<p>○輸出先国の要求等による検査費用 + 各種証明書発行費用等                  検査費用 + 各種証明書の発行費用等                  ○製品等の廃棄、販売又は製造の断念により生じた取分 + 追加的費用                  原料白空率に基づき算定される損管理 + 追加的費用</p>	<p>(1) 身分を証する資料                  法人登記簿(あるいは住民票)                  (2) 風評を証する資料                  領収書                  (3) 輸入拒否等があったことを証する資料                  契約書                  廃約通知                  廃棄証明書                  廃棄証明書                  鑑定申告書                  等</p>
<p>いわゆる間接被害について</p>			
<p>営業損害</p>	<p>□ 第一次被害者と一定の経済的関係にあり、事業者の住居上、第一次被害者との代替性のない取引を行っていた法人・個人事業者</p>	<p>○ 間接被害に伴う取分 + 追加的費用                  (過去の取引に基づき粗利 - 支払いを免れた固定費、変動費(※2)) × 売上高の減少率(※3) + 追加的費用                  ※1 契約書等により、第一次被害者との取引に代替性がないこと、第一次被害者の選程や休業休止等により振った損害であることを確認させていただきます。                  ※2 過年度における実績で算定します。                  ※3 第一次被害者との代替性のない取引により生じた間接被害に限り、第一。</p>	<p>(1) 身分を証する資料                  法人登記簿(あるいは住民票)                  (2) 一次被害者との関係を証する資料                  契約書                  会社案内(HP)                  (3) 従前の収入金額等を証する資料                  確定申告書                  帳簿                  等</p>
<p>就労不能等に伴う損害</p>	<p>□ 第一次被害者と一定の経済的関係にあり、代替性のない取引を行っていた上記法人・個人事業者                  いた従業員</p>	<p>→ 間接被害に伴う営業損害についての実態を踏まえたうえで、改めてご案内させていただきます。</p>	<p>(1) 就労の事実、就労形態を証する資料                  就労状況証明書、保険証                  (2) 従前の収入金額を証する資料                  源泉徴収票                  給与明細                  預金通帳                  等</p>
<p>放射線被曝による損害について</p>		<p>→ 放射線被曝による被害の状況を踏まえたうえで、改めてご案内させていただきます。</p>	
<p>放射線被曝による損害</p>	<p>□ 中間指針で示された対象者のうち、当社事故にかかると放射線被曝による悪性又は晩発性の放射線被曝による被害を蒙る程度に健康状態が悪化し、疾病にかかり、あるいは死亡した方</p>		
<p>その他</p>			
<p>地方公共団体等の財産的損害等</p>		<p>→ 選程等対象区域の補償日程が確定していないこと、除染方法が明らかになっていないこと等から、当社事故の収束状況を踏まえつつ、継続的に検討を行ったうえで、改めてご案内させていただきます。</p>	